

第3回厚真町議会定例会説明資料

令和5年9月12日

目次

厚真町教育委員会委員の任命について	2頁
厚真町墓地使用条例の一部改正について	3頁～6頁
厚真町特別工業地区建築規制条例の一部改正について	7頁
新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その5）請負契約の締結について	8頁～9頁
財産の取得について	10頁～11頁
財産の取得について	12頁
令和5年度厚真町一般会計補正予算（第8号）について	13頁～30頁
北海道市町村職員退職手当組合格約の一部変更について	31頁
専決処分の承認について （令和5年度厚真町一般会計補正予算（第7号）について）	32頁～33頁

池川 徹氏 略歴

学歴

昭和58年3月 日本大学生産工学部機械工学科卒業

職歴

自 昭和58年12月 1日

大正海上火災保険(株)

至 昭和60年 1月31日

自 昭和60年 2月 1日

池川保険サービス代表

至 平成20年 1月20日

自 平成20年 1月21日

株式会社ケーエス厚真店 店長

至 現在

公職歴等

自 平成23年 7月26日

厚真町古民家再生推進協議会委員

至 平成25年 7月25日

自 平成25年 8月30日

厚真町商店街活性化協議会委員

至 平成27年 3月31日

自 平成25年12月19日

厚真町空家等対策協議会委員

至 平成27年 3月31日

自 平成24年 4月 1日

厚真町地区保健福祉推進員

至 令和 2年 3月31日

自 令和 元年10月 1日

厚真町教育委員会委員

至 現在

厚真町墓地使用条例新旧対照表

改正後	改正前																																																		
<p>第1条 (略)</p> <p>(墓地の名称及び所在地)</p> <p>第2条 この条例による墓地の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚真中央墓地</td> <td>厚真町新町10番地</td> </tr> <tr> <td>厚真中央霊園</td> <td>〃 字宇隆／387 ／388-2／390-2/ 番地</td> </tr> <tr> <td>幌内共同墓地</td> <td>〃 字幌内513番地</td> </tr> <tr> <td>富里北共同墓地</td> <td>〃 字富里32番地</td> </tr> <tr> <td>富里南共同墓地</td> <td>〃 字富里281番地</td> </tr> <tr> <td>高丘共同墓地</td> <td>〃 字高丘280番地</td> </tr> <tr> <td>幌里共同墓地</td> <td>〃 字幌里204番地 地の1</td> </tr> <tr> <td>軽舞共同墓地</td> <td>〃 字軽舞175番地</td> </tr> <tr> <td>鹿沼共同墓地</td> <td>〃 字鹿沼287番地</td> </tr> <tr> <td>厚和共同墓地</td> <td>〃 字厚和209番地</td> </tr> <tr> <td>上厚真共同墓地</td> <td>〃 字厚和53番地 の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(墓地等の使用)</p> <p>第4条 墓地又は附属施設(合同墓又は合同納骨施設)を使用しようとする者は、町長に願ひ出て許可を受けなければならない。</p>	名称	所在地	厚真中央墓地	厚真町新町10番地	厚真中央霊園	〃 字宇隆／387 ／388-2／390-2/ 番地	幌内共同墓地	〃 字幌内513番地	富里北共同墓地	〃 字富里32番地	富里南共同墓地	〃 字富里281番地	高丘共同墓地	〃 字高丘280番地	幌里共同墓地	〃 字幌里204番地 地の1	軽舞共同墓地	〃 字軽舞175番地	鹿沼共同墓地	〃 字鹿沼287番地	厚和共同墓地	〃 字厚和209番地	上厚真共同墓地	〃 字厚和53番地 の2	<p>第1条 (略)</p> <p>(墓地の名称及び所在地)</p> <p>第2条 この条例による墓地の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚真中央墓地</td> <td>厚真町新町10番地</td> </tr> <tr> <td>厚真中央霊園</td> <td>〃 字宇隆／387 ／388-2／390-2/ 番地</td> </tr> <tr> <td>幌内共同墓地</td> <td>〃 字幌内513番地</td> </tr> <tr> <td>富里北共同墓地</td> <td>〃 字富里32番地</td> </tr> <tr> <td>富里南共同墓地</td> <td>〃 字富里281番地</td> </tr> <tr> <td>高丘共同墓地</td> <td>〃 字高丘280番地</td> </tr> <tr> <td>桜丘共同墓地</td> <td>〃 字桜丘189番地</td> </tr> <tr> <td>幌里共同墓地</td> <td>〃 字幌里204番地 地の1</td> </tr> <tr> <td>軽舞共同墓地</td> <td>〃 字軽舞175番地</td> </tr> <tr> <td>鹿沼共同墓地</td> <td>〃 字鹿沼287番地</td> </tr> <tr> <td>厚和共同墓地</td> <td>〃 字厚和209番地</td> </tr> <tr> <td>上厚真共同墓地</td> <td>〃 字厚和53番地 の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(墓地の使用)</p> <p>第3条 墓地を使用しようとする者は、町長に願ひ出て許可を受けなければならない。</p>	名称	所在地	厚真中央墓地	厚真町新町10番地	厚真中央霊園	〃 字宇隆／387 ／388-2／390-2/ 番地	幌内共同墓地	〃 字幌内513番地	富里北共同墓地	〃 字富里32番地	富里南共同墓地	〃 字富里281番地	高丘共同墓地	〃 字高丘280番地	桜丘共同墓地	〃 字桜丘189番地	幌里共同墓地	〃 字幌里204番地 地の1	軽舞共同墓地	〃 字軽舞175番地	鹿沼共同墓地	〃 字鹿沼287番地	厚和共同墓地	〃 字厚和209番地	上厚真共同墓地	〃 字厚和53番地 の2
名称	所在地																																																		
厚真中央墓地	厚真町新町10番地																																																		
厚真中央霊園	〃 字宇隆／387 ／388-2／390-2/ 番地																																																		
幌内共同墓地	〃 字幌内513番地																																																		
富里北共同墓地	〃 字富里32番地																																																		
富里南共同墓地	〃 字富里281番地																																																		
高丘共同墓地	〃 字高丘280番地																																																		
幌里共同墓地	〃 字幌里204番地 地の1																																																		
軽舞共同墓地	〃 字軽舞175番地																																																		
鹿沼共同墓地	〃 字鹿沼287番地																																																		
厚和共同墓地	〃 字厚和209番地																																																		
上厚真共同墓地	〃 字厚和53番地 の2																																																		
名称	所在地																																																		
厚真中央墓地	厚真町新町10番地																																																		
厚真中央霊園	〃 字宇隆／387 ／388-2／390-2/ 番地																																																		
幌内共同墓地	〃 字幌内513番地																																																		
富里北共同墓地	〃 字富里32番地																																																		
富里南共同墓地	〃 字富里281番地																																																		
高丘共同墓地	〃 字高丘280番地																																																		
桜丘共同墓地	〃 字桜丘189番地																																																		
幌里共同墓地	〃 字幌里204番地 地の1																																																		
軽舞共同墓地	〃 字軽舞175番地																																																		
鹿沼共同墓地	〃 字鹿沼287番地																																																		
厚和共同墓地	〃 字厚和209番地																																																		
上厚真共同墓地	〃 字厚和53番地 の2																																																		

厚真町墓地使用条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 <u>墓地又は附属施設(合同墓又は合同納骨施設)の使用許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>本町に住所又は本籍を有する者で、焼骨を埋葬しようとするもの</u></p> <p>(2) <u>本町に住所及び本籍を有しない者で、本町に住所又は本籍を有したことがある死亡者の焼骨を埋葬しようとするもの</u></p> <p>(3) <u>本町の墓地の使用許可を受けた者で、当該墓地に埋葬されている焼骨を合同墓又は合同納骨施設に改葬しようとするもの</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>町長が必要と認めるときは、合同墓又は合同納骨施設に無縁故者及び行旅死亡者の焼骨を納骨することができる。</u></p> <p>(附属施設の設置)</p> <p>第3条 <u>町長は、墓地の附属施設として、厚真中央墓地内に一つの墳墓に複数の焼骨を共同で埋葬するための施設(以下「合同墓」という。)を、厚真中央霊園内に共同で納骨する施設(以下「合同納骨施設」という。)を設置する。</u></p> <p>第5条 削除</p>	<p>2 (略)</p> <p>(合同墓の設置)</p> <p>第4条 <u>町長は、一つの墳墓に複数の焼骨を共同で埋葬するための施設(以下「合同墓」という。)を設置する。</u></p> <p>(合同納骨施設の設置)</p> <p>第5条 <u>町長は、厚真中央霊園内に家族等の希望により焼骨を共同で納骨する施設(以下「合同納骨施設」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>町長が必要と認めるときは、合同納骨施設に無縁故者及び行旅死亡者の焼骨を納骨することができる。</u></p>

厚真町墓地使用条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第6条 削除</u></p> <p>(合同墓への移転改葬)</p> <p><u>第5条 前条の規定により、合同納骨施設に納めた焼骨の納骨期間は、5年を限度とし、5年を経過した当該焼骨については、合同墓に移して埋蔵するものとする。</u></p> <p><u>2 前項に基づく合同墓への移転改葬は、原則、第4条により許可を受けた者が行うものとする。ただし、5年を経過しても移転改葬が実施されない場合は、町長が代行してこれを行うものとする。</u></p> <p><u>3 町長は、合同墓に移して埋蔵した焼骨を家族等からの返還の希望があった場合においても返還の義務を負わないものとする。</u></p> <p>(使用料等)</p> <p><u>第6条 墓地又は合同墓(合同納骨施設を含む。次条において同じ。)を使用しようとする者は、別表の使用料を使用許可の際納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項に基づき町長が移転改葬を代行した場合は、第4条により許可を受けた者が移転改葬代行料を納付しなければならない。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(使用権)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(代理人の設定)</p>	<p>(合同納骨施設の使用)</p> <p><u>第6条 家族等が合同納骨施設に納骨を希望するときは、町長に願い出て許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、必要があると認めるときは、前項の許可について制限し、若しくは、条件を付することができる。</u></p> <p>(合同墓の使用)</p> <p><u>第7条 町長は、前条の規定による合同納骨施設に焼骨を納めた日から5年を経過した焼骨があるときは、当該焼骨を合同墓に移して埋蔵することができるものとする。</u></p> <p><u>2 町長は、合同墓に移して埋蔵した焼骨を家族等からの返還の希望があった場合においても返還の義務を負わないものとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条 墓地又は合同墓(合同納骨施設を含む。次条において同じ。)を使用しようとする者は、別表の使用料を使用許可の際納付しなければならない。</u></p> <p>(許可の条件)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(使用権)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(代理人の設定)</p>

厚真町墓地使用条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>第9条 (略) (墓地の返還)</p> <p>第10条 (略) (施設の制限)</p> <p>第11条 (略) (管理上の措置)</p> <p>第12条 (略) (使用許可の取消し)</p> <p>第13条 (略) (委任)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>別表 墓地、霊園使用料</p>			<p>第11条 (略) (墓地の返還)</p> <p>第12条 (略) (施設の制限)</p> <p>第13条 (略) (管理上の措置)</p> <p>第14条 (略) (使用許可の取消し)</p> <p>第15条 (略) (委任)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>別表 墓地、霊園使用料</p>		
場所	区分	使用料	場所	区分	使用料
厚真中央墓地	面積3.3平方メートルにつき	500円	厚真中央墓地	面積3.3平方メートルにつき	500円
厚真中央霊園	面積1平方メートルにつき	25,000円	厚真中央霊園	面積1平方メートルにつき	25,000円
上記以外の墓地		無料	上記以外の墓地		無料
合同墓(合同納骨施設を含む。)	焼骨1体につき	10,000円	合同墓(合同納骨施設を含む。)	焼骨1体につき	10,000円
移転改葬代行料	焼骨1体につき	2,000円			

厚真町特別工業地区建築規制条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 (略) (建築物の制限)</p> <p>第4条 地区内においては、<u>法第48条第12項</u>に規定する制限のほか、第1種特別工業地区にあつては別表第1に、第2種特別工業地区にあつては別表第2にそれぞれ掲げる建築物を建築(移転を除く。)し、又は用途を変更してこれらの用途に供してはならない。ただし、町長が公益上やむを得ないと認め、又は地区の指定の目的に反していないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>(第1種特別工業地区内に建築してはならない建築物)</p> <p>(1) <u>法別表第2(る)欄</u>に掲げる工場の内、 (17)と(21)を除く工場</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(第2種特別工業地区内に建築してはならない建築物)</p> <p>(1) <u>法別表第2(ぬ)欄</u>に掲げる工場の内、 第2号を除く工場</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿。ただし、地区内に立地する工場の所有に係る当該工場の従業員のための共同住宅、長屋、寄宿舎を除く。</u></p> <p>(4) <u>物品販売業を営む店舗又は飲食店。ただし、床面積が150㎡以下のものを除く。</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>第1条～第3条 (略) (建築物の制限)</p> <p>第4条 地区内においては、<u>法第48条第11項</u>に規定する制限のほか、第1種特別工業地区にあつては別表第1に、第2種特別工業地区にあつては別表第2にそれぞれ掲げる建築物を建築(移転を除く。)し、又は用途を変更してこれらの用途に供してはならない。ただし、町長が公益上やむを得ないと認め、又は地区の指定の目的に反していないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>(第1種特別工業地区内に建築してはならない建築物)</p> <p>(1) <u>法別表第2(ぬ)欄</u>に掲げる工場の内、 (17)と(21)を除く工場</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>(第2種特別工業地区内に建築してはならない建築物)</p> <p>(1) <u>法別表第2(り)欄</u>に掲げる工場の内、 第2号を除く工場</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿</u></p> <p>(4) <u>物品販売業を営む店舗又は飲食店</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p>

新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その5）

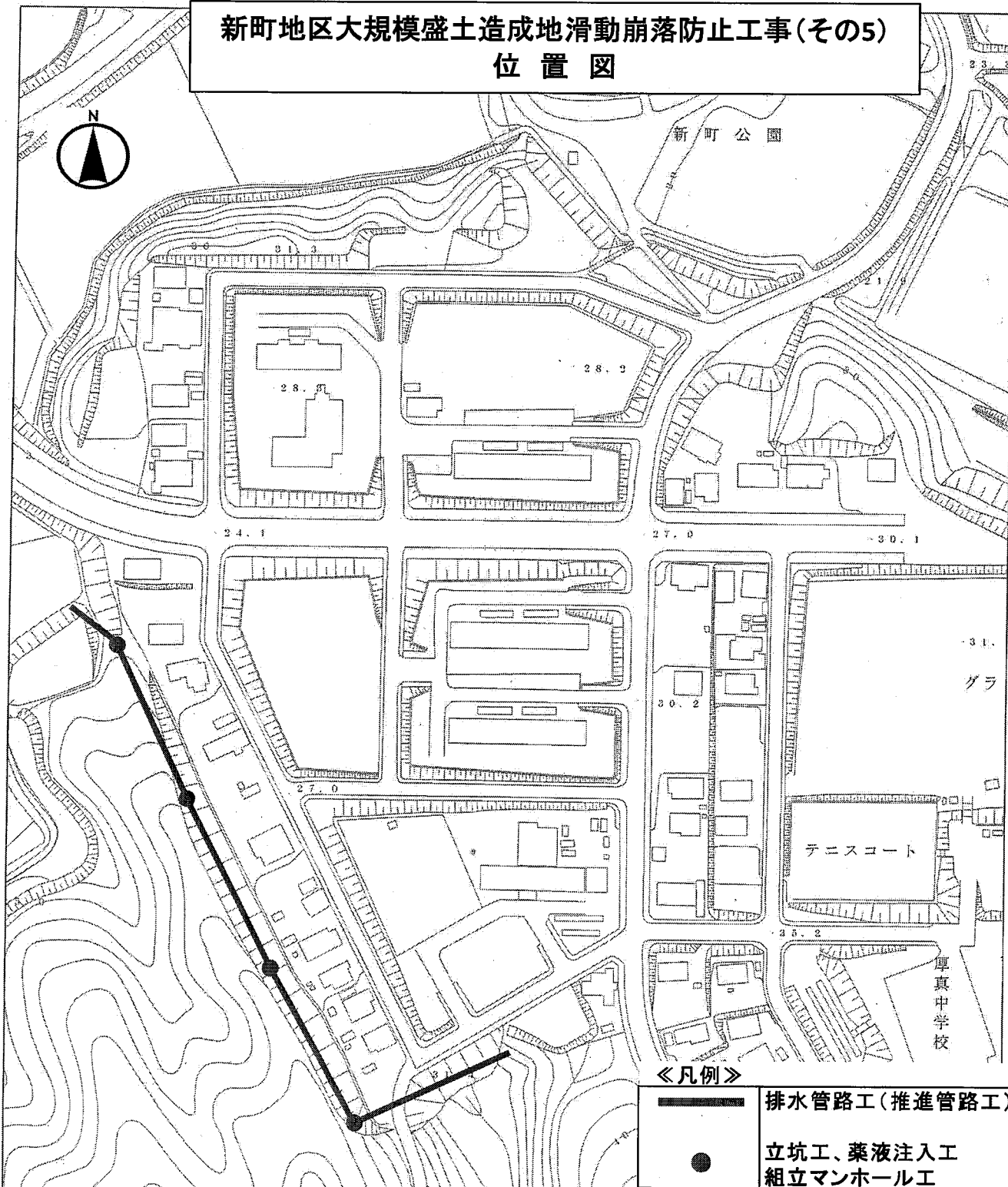
（金額単位：円、落札率：％）

設計金額	予定価格	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札回数
304,194,000	304,194,000	298,100,000	98.0	令和7年3月15日	1



指名業者一覧表

称号又は名称	主な営業 種目	営業年 数	従業員		本社	最近における工事実績（主なもの）		入札金額 (税別)	
			総数	技術員		工事名	請負金額		
特定建設 工事共同 企業体	丸彦渡辺建設㈱	土木工事	72	281	216	札幌市	防災・安全交付金事業西2丁目線 (南1条線～南2・3条中通線間) 地下自転車等駐車場整備工事	964,415,000	271,500,000
	㈱木本建設	〃	64	14	12	厚真町	新鶴川地区宮戸幹線明渠排水路遊 水地2工区外一連工事	429,000,000	
特定建設 工事共同 企業体	菱中建設㈱	土木工事	72	106	88	札幌市	旧北上川右岸中央下流地区外築堤 工事	299,690,000	272,300,000
	森田産業㈱	〃	72	17	9	厚真町	奥地林道幌内高丘線幌内工区災害 復旧工事	67,653,000	
特定建設 工事共同 企業体	山口工業所㈱	土木工事	59	35	24	苫小牧市	30年災705号外日高幌内川災害復旧 工事10工区	441,333,000	272,900,000
	㈱山岡建設工業	〃	41	18	12	厚真町	幌内地区Hその2災害関連緊急治山 工事ほか3工事	155,330,000	
特定建設 工事共同 企業体	盛興建設㈱	土木工事	59	48	32	苫小牧市	勇払東部地区厚幌導水路豊沢上流 工区災害復旧工事	413,920,000	272,000,000
	㈱丸博野沢組	〃	48	32	19	厚真町	30年災673号厚真川（厚幌ダム）外 災害復旧工事5工区	207,610,000	
特定建設 工事共同 企業体	㈱小金澤組	土木工事	68	43	33	苫小牧市	日高自動車道新冠町節婦東改良工 事	469,100,000	271,300,000
	北辰公業㈱	〃	59	12	10	厚真町	富野地区A治山激甚災害対策特別緊 急工事ほか1工事	119,557,000	
特定建設 工事共同 企業体	北海土建工業㈱	土木工事	60	23	18	苫小牧市	30年災705号外日高幌内川災害復旧 工事6工区	452,840,000	271,000,000
	㈱丸斗工業	〃	63	12	9	厚真町	勇払東部地区富野用水路 上野北工区災害復旧工事	279,100,000	

新町地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(その5)
位置図



《凡例》

	排水管路工(推進管路工)
	立坑工、薬液注入工 組立マンホール工

工事請負者: 北海土建・丸斗特定建設工事共同企業体

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
工事概要	排水管路工(推進管路工) ϕ 600mm L=240m 立坑工 4箇所 薬液注入工 4箇所 組立マンホール工 4箇所	298,100,000円	契約締結日の翌日 ~ 令和7年3月15日

財産の取得（インターネット閲覧サーバーの購入）に関する資料

1 インターネット閲覧サーバーの購入について

平成28年度に庁内ネットワークを総合行政ネットワーク（LGWAN）とインターネット接続系ネットワークに分離するネットワークの強靱化を行った際に、職員が業務上で安全にインターネット環境を利用するためにインターネット閲覧サーバーを導入した。

令和5年10月でサーバーOSのサポートが終了になることから機器更新が必要となる。

2 随意契約とした理由

インターネットを利用するためには職員ごとにユーザー認証が必要である。このユーザー認証について、職員PCのユーザー情報を管理している既存のサーバーと連携させる都合上、当該サーバーを導入・管理している株式会社I・TECソリューションズに委託せざるを得ない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と随意契約とした。

3 見積り合わせ結果

（金額単位：円）

設計金額	予定価格 （税込み）	契約金額 （税込み）	契約金額/ 予定価格	取得予定年月日	見積提出回数
7,864,340	7,864,340	7,810,000	99.3%	令和6年3月31日	1回

4 指名業者一覧表

商号又は名称	主な営業 品目	営業 年数	従業 員数	本社	最近における実績		見積金額
					事業名等	請負金額	
株式会社I・TECソリューションズ	OA機器 販売等	53年	202人	苫小牧市	勤怠管理システム（R2）	7,920,000 円	7,810,000 円

5 今回購入する機器について

（1）メインサーバー 1台

職員PCと接続し、インターネットを利用するための機器

(2) ファイル転送用サーバー 1台

総合行政ネットワーク (LGWAN) とインターネット接続系ネットワーク間でファイルを転送・共有するための機器

機器のメーカー・型番等

機器名	メーカー名	型式名	台数
メインサーバー	㈱ソリトンシステムズ	SSG-ST82-A-SWB	1
ファイル転送用サーバー	㈱ソリトンシステムズ	FZS-ST82-A-S	1

6 購入方法

北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業による割賦購入とするため、納入業者との契約は北海道市町村備荒資金組合となる。

- ① 償還期間 令和6年度～令和9年度
- ② 利率 年0.10%
- ③ 元金 7,810,000円 利子 13,664円
償還額 7,823,664円

④ 償還年次予定表 (単位:円)

年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
元金	1,954,000	1,952,000	1,952,000	1,952,000	7,810,000
利子	6,344	4,392	2,440	488	13,664
計	1,960,344	1,956,392	1,954,440	1,952,488	7,823,664

財産の取得（学校給食センター厨房機器）に関する資料

1 入札結果

(金額単位：円、落札率：%)

設計金額	予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札 回数
11,123,200	11,123,200	11,000,000	98.8%	令和6年1月31日	1

2 指名業者一覧表

称号または名称	主な営業 品目	営業 年数	従業 員	本社	最近における実績		入札 金額
					事業名等	請負金額	
株式会社 中西製作所 北海道支店	厨房機器	77	451	大阪市	厚真町学校給食センター厨房用天吊型エアコン取付工事	3,883,000	10,112,000
日本調理機株式会社 北海道支店	厨房機器	76	540	東京都	登別市学校給食牛乳等専用冷蔵庫	10,494,000	12,000,000
株式会社 マルゼン 苫小牧営業所	厨房機器	62	863	東京都	東京都武蔵野市境南小学校給食室電気消毒保管庫更新	6,700,000	棄権
株式会社 まこと商事	事務用品	42	1	厚真町	令和5年度災害備品	2,099,774	10,000,000
有限会社 山田商店	厨房機器	65	1	厚真町	厚真町交流促進センターこぶしの湯あつま製氷機購入	519,750	10,400,000
株式会社 北倉	建設資材	17	5	厚真町	厚南地区認定こども園電気設備工事	25,800,000	10,500,000

3 取得する物品仕様

品名	仕様	数量	金額(税込)	備考
1. 電気ボイラー	設置寸法 0.375×1.08m ×1.625m	1	11,000,000	運搬・搬入・設置・ 撤去費込
2. エアシャワー	設置寸法 1.75m×1.21m ×2.10m	1		
3. 消毒保管機	設置寸法 1.30m×0.95m ×1.90m	1		

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	1	事業	201
事業名	総務一般管理事業			所管G			総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
900				250	650	胆振町村会助成金 250			

◆ 事業の目的

町長（胆振町村会会長）の北海道町村会海外行政視察調査への参加

町村長には、様々な課題や多様化する住民ニーズへの対応とともに、地域行政のリーダーシップを発揮することが求められていることから、北海道町村会において、隔年で海外行政視察調査を実施し、町村長が諸外国における行政、産業、生活環境などの事情を現地調査する機会を提供する。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

- 1 視察実施地域：オーストラリア
- 2 日 程：令和5年10月8日～令和5年10月15日までの8日間
- 3 視察調査内容
 - (1) オーストラリアの政治経済等にかかる総括的な説明・公式訪問
 - (2) 計画都市の成立経緯等の視察
 - (3) 海洋公園での水産養殖事業者等の視察
 - (4) オーストラリアの酪農産業の視察
 - (5) 環境政策及び持続可能なワイナリー経営などの視察

4 事業費

1人あたりの概算旅費 1,250,000円
 北海道町村会助成額（旅費の2分の1を上限70万で助成）
 $1,250,000円 \div 2 = 625,000円$ ①

北海道町村会が旅行会社に支払う金額 1,125,000円 ②

北海道町村会から町に対する負担金請求額（② - ①）
 $1,125,000円 - 625,000円 = 500,000円$

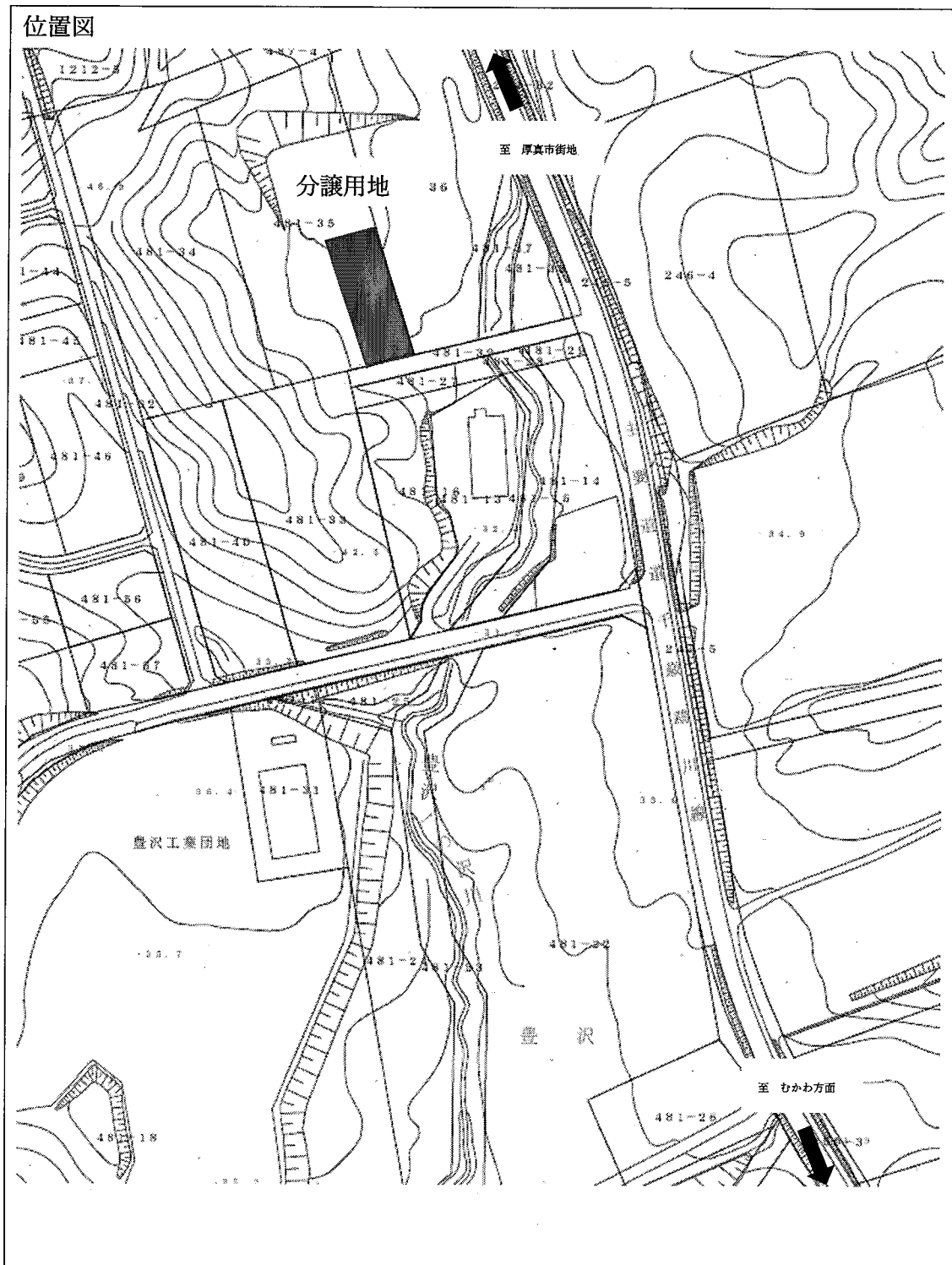
胆振町村会助成額（町村負担額の2分の1）
 $500,000円 \div 2 = 250,000円$

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	5	事業	207
事業名	町有地管理事業				所管G		防災G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
4,195					4,195				
<p>◆ 事業の目的 豊沢工業団地に仮置きされている工事残土の処分及び敷地の整備を行う。</p>									
◆ 事業の概要								別添資料	有
<p>1 工事箇所（豊沢工業団地内） 豊沢481-35番地</p> <p>2 必要経費 (1) 豊沢工業団地敷地整備事業 4,195千円 工事残土2,500m³の処分及び敷地整備</p>									

町有地管理事業・企業立地推進事業 参考資料



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	5	事業	211
事業名	土地取得事業				所管G	防災G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
38,162				32,952	5,210	庁舎建設基金繰入金 32,952			

◆ 事業の目的

庁舎周辺等整備事業用地として民有地を取得する際の地権者に対する移転補償を行い、町有地を取得するとともに借家人に対する移転補償を行い、事業の適正な実施を図ることを目的とする。

別添資料 有

◆ 事業の概要

庁舎周辺等整備事業用地として取得を予定している以下の土地の取得及び地権者（1件）に対する移転補償並びに借家に居住又は事業所を構える個人（1件）及び法人（1件）に対する移転補償を実施する。

1 対象とする土地

- (1) 厚真町京町126番地2 67.81m²
- (2) 厚真町京町127番地1 464.84m²

2 移転補償対象者

個人2件（地権者及び借家人）、法人1件の合計3件

3 移転完了時期

令和6年3月末。ただし、地権者については令和6年5月末（予定）

4 移転補償費

(1) 補償対象

3件の工作物等移転補償、動産移転料、借家人に対する補償など

(2) 移転補償費

3件合計で32,951,619円

5 土地取得費

(1) 厚真町京町126番地2

67.81m²×9,780円＝ 663,182円

(2) 厚真町京町127番地1

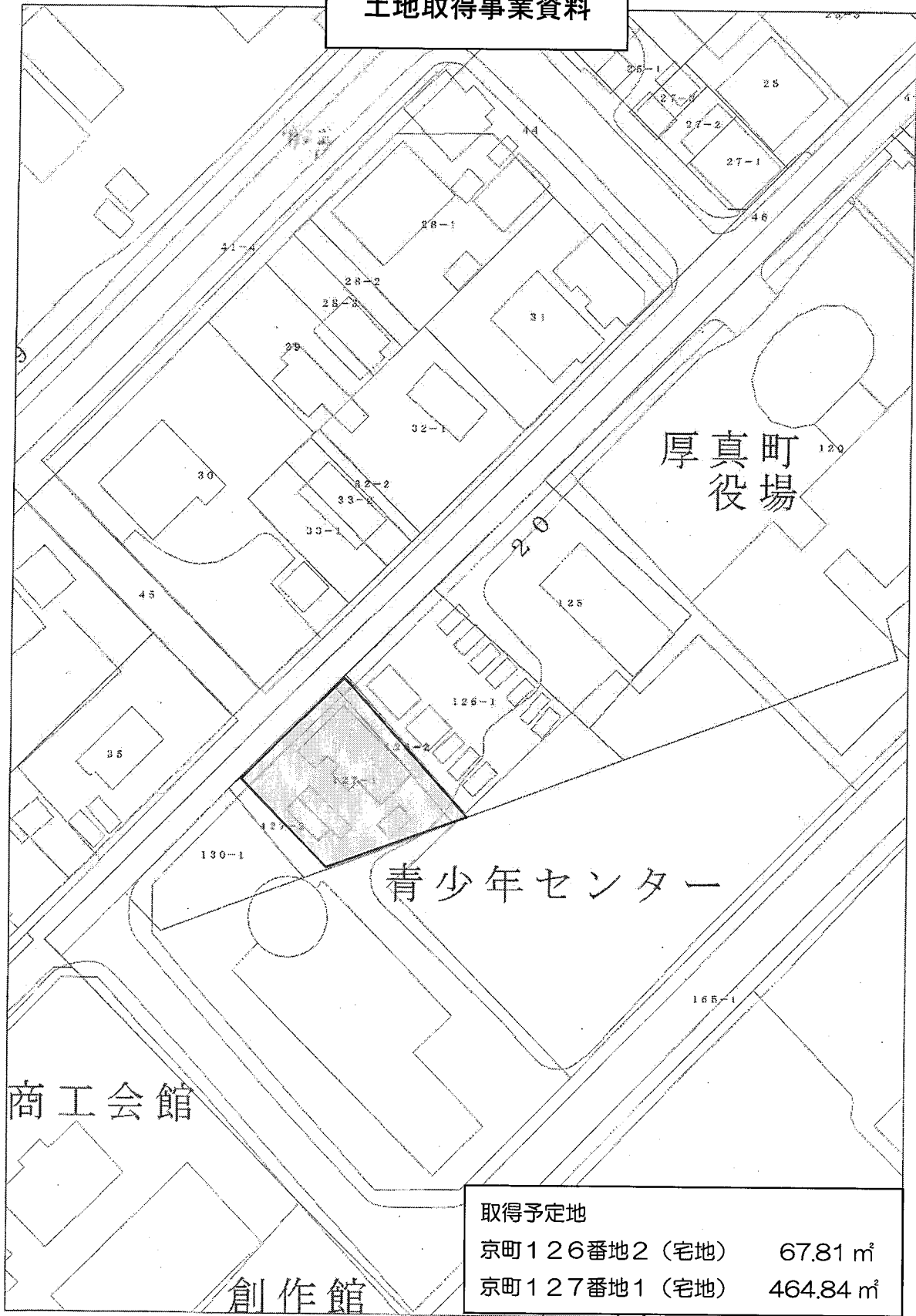
464.84m²×9,780円＝3,546,135円

合計 5,209,317円

6 位置図

別添資料のとおり

土地取得事業資料



取得予定地

京町126番地2 (宅地) 67.81 m²

京町127番地1 (宅地) 464.84 m²

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	5	事業	1282
事業名	庁舎周辺等整備事業				所管G		庁舎周辺等整備推進室		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
33,000				33,000		庁舎建設基金繰入金 33,000			

◆ 事業の目的

老朽化した役場庁舎の建替えおよびその周辺の土地利用等を含めた公共施設等の再編整備を行う。

別添資料 無

◆ 事業の概要

新役場庁舎および文化交流施設（（仮称）アイヌ歴史文化センターを含む。）建設候補地の地盤調査を実施し、基本設計業務に反映する。

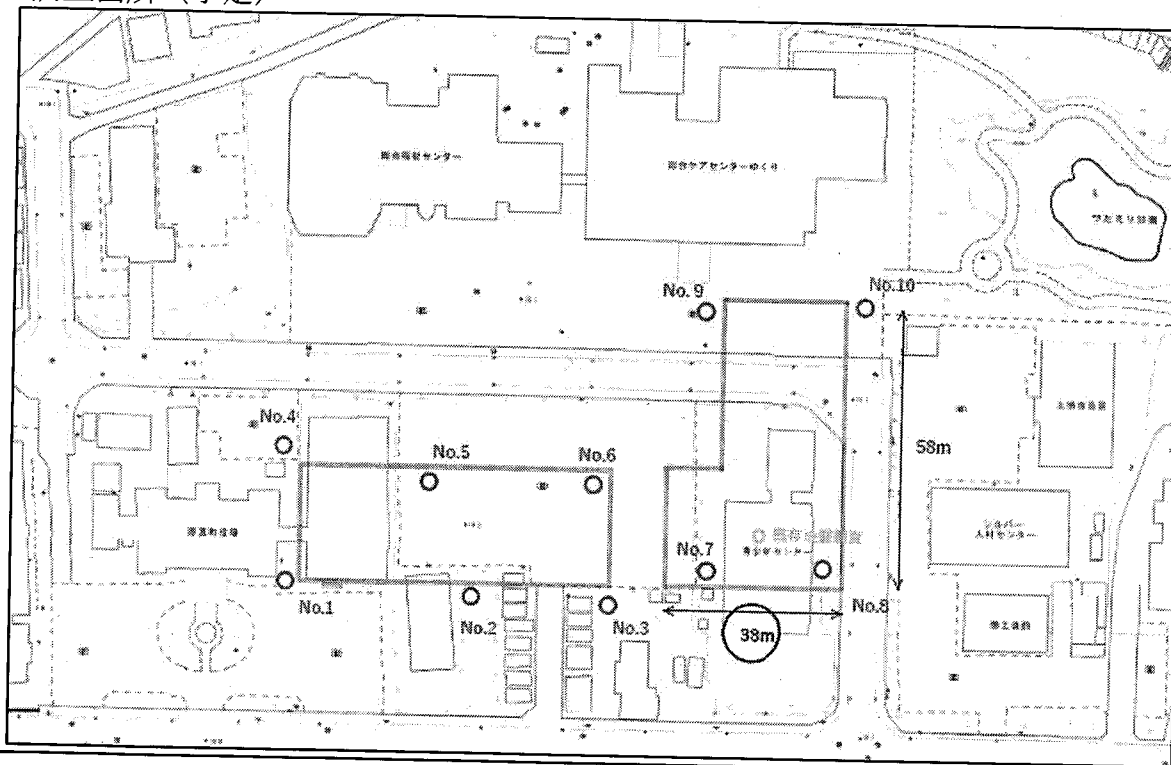
1 業務の内容

- (1) 標準貫入試験・土質試験 10地点
- (2) 孔内載荷試験 1カ所
- (3) PS検層 1カ所

2 業務実施期間

令和5年10月上旬～令和5年11月中旬（予定）

3 調査箇所（予定）



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	7	事業	1303
事業名	ゼロカーボン推進事業				所管G		ゼロカーボン推進室		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
3,900		500		3,000	400	復旧・復興基金繰入金 3,000			

◆ 事業の目的

2050年のゼロカーボンの達成に向け、国および道の補助制度に上乘せし、既存住宅の実質ゼロエネルギー化を推進するため、改修工事費用の一部を助成する。
また、補助制度等を含めゼロカーボン推進に係る周知PRのためチラシの作成及び配布を行う。

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 補正の理由

町内の既存住宅において、ゼロエネルギー住宅等の普及促進を目的としたPR用チラシ等の作成と改修工事費用の一部を助成するため、その予算を補正する。

2 事業概要

- (1) 建物全体の断熱改修工事費用の一部を助成
 補助率 工事費全体から国の補助額を除いた額の1/2以内
 補助額 断熱等級5相当 上限400千円
 断熱等級6相当以上 上限1,000千円
- (2) 建物全体の開口部改修工事費の一部を助成
 補助率 工事費全体から国の補助額を除いた額の1/2以内
 補助額 窓：27千円/箇所かつ上限300千円
 玄関ドア：上限150千円
- (3) 高効率給湯及び冷暖房設備導入に係る費用の一部を助成
 補助率 定額補助
 補助額 ヒートポンプ給湯・冷暖房設備 50千円
 ハイブリッド給湯・冷暖房システム 100千円
 家庭用燃料電池 150千円

※上記の全て又はいずれかを実施する場合、町補助額の1/2以内かつ上限250千円を加算する。

- (4) V2H設備導入に係る費用の一部を助成
 補助率 工事費全体から国庫補助額等を除いた額の1/2以内
 補助額 上限 350千円
- (5) 補助制度及びゼロカーボン推進に係る周知PR用チラシ作成・配布

3 補正予算額 負担金補助及び交付金 3,700千円
 需用費 200千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	9	事業	331	
事業名	企業立地推進事業				所管G		経済G			
予算額	財源内訳									
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳				
2,699				2,699		町有地売払収入 2,699				
<p>◆ 事業の目的 豊沢工業団地の分譲申出を受けて、売買に必要な測量分筆及び整地を行う。</p>										
◆ 事業の概要							別添資料	有		
<p>1 豊沢工業団地 豊沢481-35番地の内500坪</p> <p>2 必要経費 (1) 分筆費用 745,000円 (2) 整地費用 1,954,000円</p>										

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	4	項	1	目	2	事業	426	
事業名	妊産婦保健事業				所管G		健康推進G			
予算額	財源内訳									
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳				
390		195				195				

◆ 事業の目的

医療保険適用外のため医療費が高額となる特定不妊治療（先進医療）に要する費用の一部及びその受診に係る交通費の一部を助成することにより、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減する。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

1 内容

道新規事業として令和5年10月より開始される特定不妊治療費等助成事業に合わせ、以下の費用を助成する。

(1) 特定不妊治療（先進医療）の費用助成

- ①補助対象者 町内に居住し、婚姻（事実婚を含む）していること
- ②対象経費 保険診療と併用して行われた先進医療（国から承認を受けているもの）に係る費用（令和5年4月1日以降に治療を開始したもの）
- ③補助額 先進医療に要した費用の総額に10分の7を乗じた額（上限3.5万円）
- ④助成回数 女性 40歳未満 1子ごとに6回まで
43歳未満 1子ごとに3回まで
男性 女性への助成ごとに1回まで

(2) 特定不妊治療（先進医療）受診の交通費助成

- ①対象経費 不妊治療の先進医療実施医療機関受診に係る交通費実費（自宅と医療機関との距離が25kmを超える場合を要件とする）
- ②補助額 交通費実費額に3分の2を乗じた額（上限あり、距離区分によって算出）
- ③助成回数 1回の治療に対し5回まで

(3) 負担割合 道1/2、町1/2

2 補正額 390千円

治療費助成：上限35,000円×3名×3回＝315,000円
 交通費助成：75,000円（概ね15回分）

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	1364
事業名	持続的畑作生産体系確立支援事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
1,659		1,659							

- ◆ 事業の目的
畑作産地の持続的な発展を推進するため、てん菜から豆類など需要の高い作物へ転換する取組を支援する。

- ◆ 事業の概要 別添資料 無

1 事業内容

- (1) 事業実施主体 厚真町
- (2) 事業実施者 5件
- (3) 転換する作物 大豆・小豆・緑肥 ※てん菜からの転換
- (4) 転換面積 6.07ha
- (5) 補助率 25,000円/10a (大豆・緑肥)
30,000円/10a (小豆)
- (6) 補助金額 1,659,000円

2 事業実施計画

実施件数	R4作付面積(ha)	R5作付面積(ha)	R4-R5増減(転換面積)	転換作物	補助率(円/10a)	補助金
1	7.72	4.72	△ 3.00	大豆	25,000	750,000
1	3.36	3.12	△ 0.24	緑肥	25,000	60,000
3	12.15	9.32	△ 2.83	小豆	30,000	849,000
—	—	—	—	子実用コーン	35,000	—
5	23.23	17.16	△ 6.07			1,659,000

※事業実施後のてん菜の作付面積は、事業実施年度（R5年度）を含む5年間（R9年度まで）、事業実施年度の面積を超えてはならない。
※事業対象農地は、水田活用の直接支払交付金の対象農地（転作田）を除く。

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	1368
事業名	畑地化促進事業				所管G		農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
338		338							

◆ 事業の目的

高収益作物やその他の畑作物の導入・定着を図るため、土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に生じる費用（土地改良法の規定による決済金等）に相当する額を支援する。

◆ 事業の概要

別添資料	無
------	---

1 事業内容

- (1) 計画作成主体 厚真町
 - (2) 事業実施者 3件（採択者 5件）
 - (3) 対象面積 7.61ha（採択面積 12.12ha）
 - (4) 交付金額 337,060円
- ※交付金は事業実施者が申し出を行い、土地改良区へ交付

2 配分計画

区分	件数	面積 (ha)	①	②	③=①-②	交付金額 (10年分)
			賦課単価 (現行)	賦課単価 (畑地化後)	申請単価	
地区除外 決済金	1	1.16	1,460		1,460	169,360
畑地化 協力金	2	6.45	1,460	1,200	260	167,700
計	3	7.61				337,060

※地区除外決済金—畑地化に伴い土地改良区の地区から除外する場合
(畑地化後は用水・排水等の施設を利用しない)

※畑地化協力金—畑地化後も土地改良区の地区内の土地として取り扱う場合
(畑地化後に、水田利用よりも用水や排水等の事業利用が減少する)

3 R5年度の申請および配分状況【参考】

区分	申請状況		1次配分		配分保留	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
地区除外 決済金						
畑地化 協力金	100	149.23	5	12.12	95	137.11
計	100	149.23	5	12.12	95	137.11

※申請時点では、全て畑地化協力金で申請中。採択後、土地改良区が当該ほ場について地区除外の可否を決定し申請。

※現時点では1次採択者について事業を申請中。今後、配分保留者については秋に2次配分が予定されているが、時期は明示されていない。

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	4	事業	482
事業名	小規模土地改良事業				所管G		農業農村整備G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
7,000					7,000				

◆ 事業の目的

農家が実施する客土や暗渠排水及び整地、更に暗渠排水集中管理孔の設置に対し助成支援する。

厚真町農業再生協議会の定める「水田活用の直接支払交付金見直しに係る対応方針」に理解を示し水活交付対象水田として維持するために改良を行う農家を支援する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 1 補助対象 厚真町内の農地
- 2 支援内容・事業費

支援内容	対象経費	事業費 (補助率 3/10)
小規模土地改良事業	23,333,000	7,000,000

* 上記内訳

客土工 (通常)

$$(4,140a \times @1,790円) \times 0.3 \div 2,223千円$$

整地工 (通常)

$$(8,458a \times @1,770円) \times 0.3 \div 4,492千円$$

暗渠工 (通常)

$$(50a \times @19,000円) \times 0.3 \div 285千円$$

合計

7,000千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	2	目	1	事業	507
事業名	林道管理事業				所管G		林業・森林再生推進G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
6,000				6,000	0	森林環境譲与税基金繰入金 6,000			

◆ 事業の目的
降雨等で損壊した林道等の路面修繕等を行う。

別添資料 有

◆ 事業の概要

1 事業内容

(1) 林道等路面修善

- ア 内容
降雨等により洗堀した林道等の路面や排水施設の修繕をする。
- イ 需用費 3,000千円
- ウ 対象路線
 - ① 林道ペンケ沢線
 - ② 林業専用道（規格相当）高丘ヤチセ線
 - ③ 林業専用道（規格相当）桜丘本線
 - ④ 林業専用道（規格相当）幌里1号線
 - ⑤ 森林作業道朝日1号線
 - ⑥ 林道幌内栄線
 - ⑦ 林業専用道（規格相当）新町豊沢線

(2) 林道の不陸整正

- ア 内容
林道の維持管理のためグレーダーによる不陸整正を行う。
- イ 委託料 3,000千円
- ウ 対象路線
 - ⑧ 林道ペンケ沢線
 - ⑨ 林道幌内高丘線

林道等修善箇所位置図

「地形図改訂
尺数4000」



安平町

田仁町

② 林業専用道(規格相当)高丘ヤチセ線

③ 林業専用道(規格相当)桜丘本線

④ 林業専用道(規格相当)幌里1号線

⑤ 作業道朝日1号線

⑦ 林業専用道(規格相当)新町豊沢線

⑧ 林道ペンケ沢線

① 林道ペンケ沢線

⑨ 林道幌内高丘線

⑥ 林道幌内栄線

— 修繕箇所
— グレータによる不陸整正箇所

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	2	目	1	事業	1316
事業名	森林再生・林業復興整備事業			所管G			林業・森林再生推進G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
16,800		16,000		800		森林環境譲与税基金繰入金 800			

◆ 事業の目的

胆振東部地震により被災した森林へ到達するための路網を整備する。

別添資料 有

◆ 事業の概要

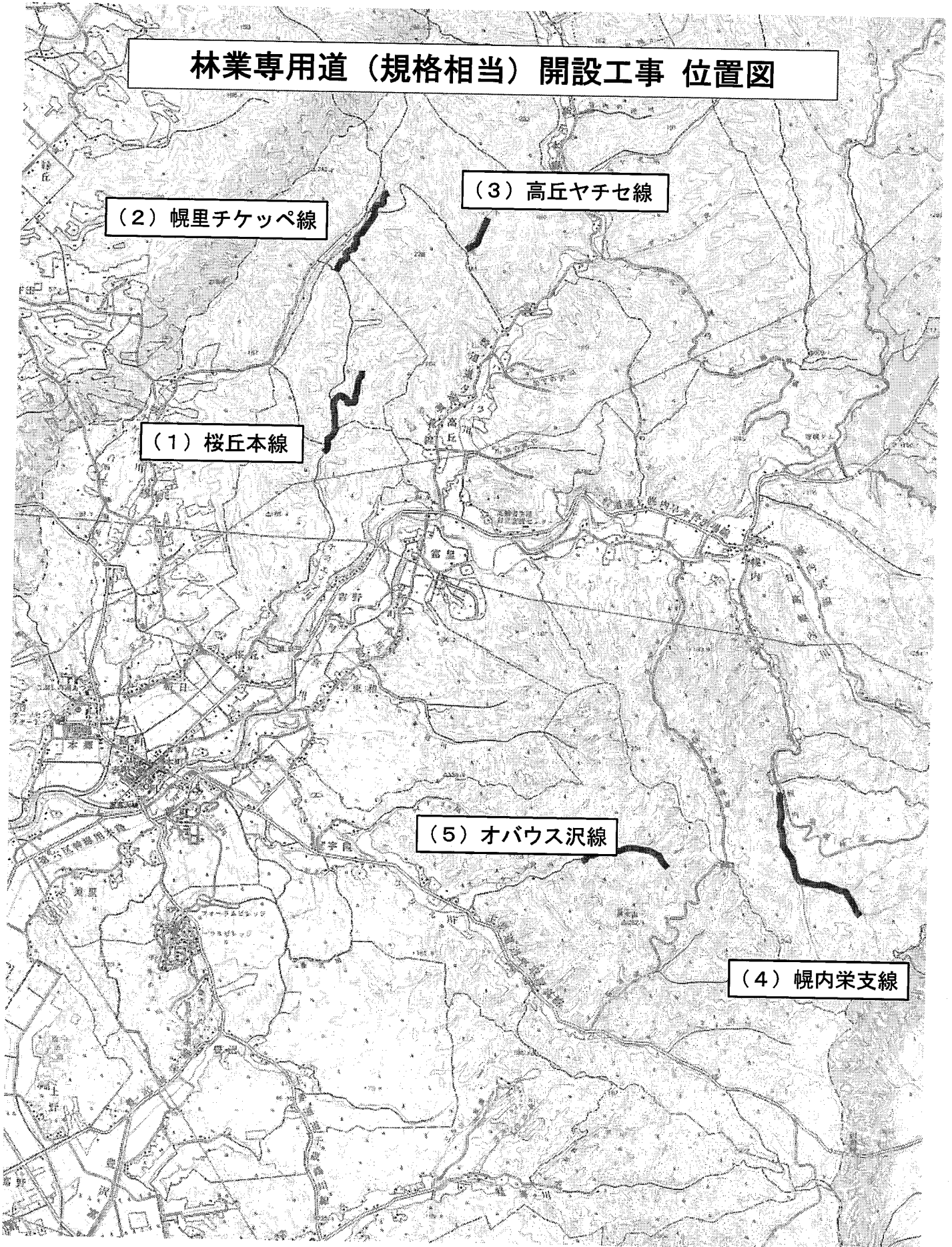
- 1 林業専用道（規格相当）整備事業 16,800千円
- | | | | |
|-----|---------|-----------|-------------|
| (1) | 桜丘本線 | ① 幅員 3.6m | ② 延長 1,347m |
| (2) | 幌里チケッペ線 | ① 幅員 3.6m | ② 延長 1,646m |
| (3) | 高丘ヤチセ線 | ① 幅員 3.6m | ② 延長 522m |
| (4) | 幌内栄支線 | ① 幅員 3.6m | ② 延長 2,251m |
| (5) | オバウス沢線 | ① 幅員 3.6m | ② 延長 900m |
| 合計 | | | 延長 6,666m |

補正理由：林業専用道の予定路線を測量調査した結果、現地で発生する伐根の数量が増大したことや路盤材等の経費が増大したため。

補正予算額内訳：

節	細節	予算必要額	当初予算額	補正予算額
工事請負費	林業専用道（規格相当） 開設工事	201,081	184,281	16,800

林業専用道（規格相当）開設工事 位置図



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	10	項	4	目	1	事業	641
事業名	団体補助事業			所管G			社会教育G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
1,200					1,200				

◆ 事業の目的

各種社会教育団体の運営や町民の体育・文化行事参加を支援することで、社会教育活動の活性化を図るとともに、住民主体の地域づくりを促進する。

別添資料 有

◆ 事業の概要

1 厚真町民に対する体育振興及び文化振興行事参加費用助成金

- (1) 目的： 体育振興及び文化振興を主眼とした町外行事に参加した町民の団体又は個人に対して、その経費の一部を助成し、体育文化活動の助長を図ることを目的とする。
- (2) 補正理由： スポーツ少年団及び中学校の部活動において、胆振大会、全道及び全国大会の出場が想定よりも多かったため。

体育及び文化振興行事参加費用助成金補正額根拠資料

	申請額 (円)	区分	所属	競技種目	場所	大会名	参加者	指導者等	備考
1	240,000	全国	他団体	野球	大阪府	全日本少年野球選手権大会	1	1	令和5 年9月 までの 申請予 定
2	510,000	全国規模	スポーツ少年団	サーフィン	宮崎県	全日本サーフィン選手権大会	4	2	
3	200,000	全国大会	スポーツ少年団	サッカー	全国	全道サッカー大会	1	1	
4	86,511	全道規模			道内	全道少年U-10	3	2	
5	50,000	全道大会	スポーツ少年団	バレーボール	深川市	全道ジュニアバレーボール大会	16	2	

合
計 1,086,511

*全国規模とは、全国大会のない北海道外のみで行われる大会。全道規模とは地区大会のない北海道内で行われる大会。

当初予算	1,500,000
補正額(8月臨時会)	1,200,000
予算額計	2,700,000
支出済額(8月末現在)	2,576,593
予算残額	123,407
申請中	236,000
申請予定	1,086,511
支出予定総額	1,199,104

北海道市町村職員退職手当組合格約新旧対照表

改正後	改正前																
<p>本則（略）</p> <p>附 則（令和5年2月2日告示第4号） この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村（略） (2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩管内～檜山管内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>後志管内</td> <td>北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合、後志広域連合</td> </tr> <tr> <td>空知管内～根室管内</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内～檜山管内	(略)	後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合、後志広域連合	空知管内～根室管内	(略)	<p>本則（略）</p> <p>附 則（令和5年2月2日告示第4号） この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村（略） (2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩管内～檜山管内</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>後志管内</td> <td>北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合</td> </tr> <tr> <td>空知管内～根室管内</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	一部事務組合及び広域連合	石狩管内～檜山管内	(略)	後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合	空知管内～根室管内	(略)
区 分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内～檜山管内	(略)																
後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合、後志広域連合																
空知管内～根室管内	(略)																
区 分	一部事務組合及び広域連合																
石狩管内～檜山管内	(略)																
後志管内	北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合																
空知管内～根室管内	(略)																

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	2	目	2	事業	217	
事業名	厚真児童会館管理事業				所管G		子育て支援G			
予算額	財源内訳									
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳			
3,030					3,030					

- ◆ 事業の目的
厚真児童会館集会室天井の修繕

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 事業内容

(1) 天井補強復旧工事

天井板の吊り金具が鉄骨から外れ、天井板の一部がたわんだ状態となり崩落する危険性があるため、補強復旧工事を行う。(写真1, 2参照)

(2) 電気設備工事

(1)の工事に伴い、照明器具等の取外し及び取付、火災報知器・煙式感知器の撤去及び設置等を行う。

2 修繕内容

(1) 天井補強復旧工事

工事面積 110.16㎡ (天井総面積 213㎡)

- ①仮設工事(床養生、桝組棚足場 他)
- ②撤去工事(天井ボード、ブローイング 他)
- ③復旧工事(石膏ボード、ロックウール吸音板 他)
- ④軽量鉄骨天井下地補強復旧工事(吊ボルト振止補強、天井下地復旧)
- ⑤産業廃棄物処理(混合廃棄物再生不可物 他)

(2) 電気設備工事

- ①照明器具取外し・取付(40w2灯用) 12台
- ②スピーカー撤去・取付(再使用) 2台
- ③火災報知器撤去・取付(再使用) 4台
- ④煙式感知器撤去・取付(再使用) 1台
- ⑤その他(作動試験、付属部品等) 1式

3 補正予算額 3,030千円

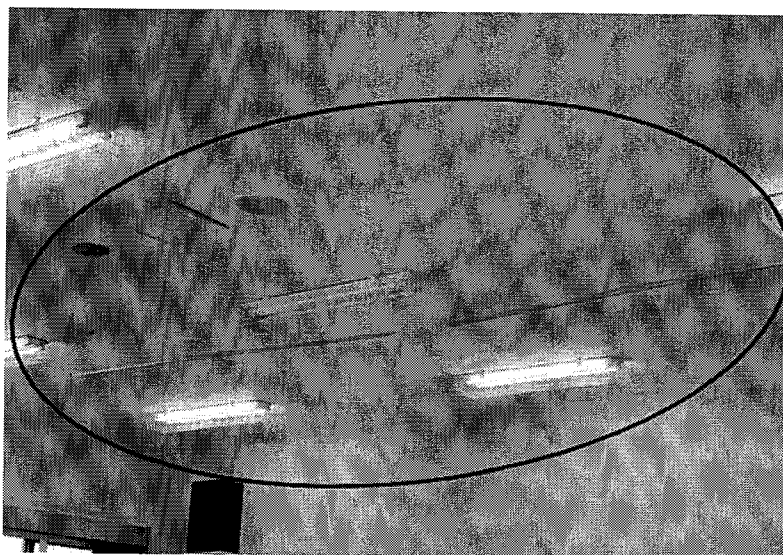
補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	2	目	2	事業	217
事業名	厚真児童会館管理事業			所管G		子育て支援G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			

◆ 事業の概要つづき

【写真1】



【写真2】

